

e L T A X(エルタックス)について

福島市では、e L T A Xによる電子申告の受付及び電子納税を行っています。ぜひご利用ください。

【メリット】

- 1 窓口へ出向いたり、郵送したりする手間を省き、オフィスなどからインターネットを利用して簡単に申告や納税の手続きができます。
- 2 複数の地方公共団体への申告や納税がまとめて一度にできます。
- 3 エルタックス用の無償ソフト（PC desk）の申告書作成支援機能により、申告書の作成から納税まで簡単にできます。また、エルタックス対応の市販の税務・会計ソフトでも利用が可能です。
- 4 電子納税することによる手数料は無料です。クレジットカードを利用した場合は、システム利用料がかかります。

※電子納税可能な税目は、法人市民税、市県民税（特別徴収）です。

なお、固定資産税、軽自動車税については「地方税お支払いサイト」（令和8年9月24日以降「eL お支払いサイト」へ名称変更予定）（<https://www.payment.eltax.lta.go.jp>）を

ご利用いただくことで、エルタックスで登録いただいた銀行口座からの引き落としが可能です。

利用可能な手続き

税 目	電 子 申 告	電子申請・届出
法人市民税	中間申告 確定申告 修正申告など	法人設立届 異動届
個人市民税	給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出 普通徴収から特別徴収への切替申請 退職所得に係る納入申告及び特別徴収票または、特別徴収税額納入内訳届出 公的年金等支払報告など	特別徴収義務者の所在地・名称変更 届出
固定資産税 (償却資産)	全資産申告 増加資産・減少資産申告	
入湯税	納入申告書 特別徴収義務者経営申告書	課税対象とならない利用（課税免除） の届出書
市たばこ税	市たばこ税の申告（修正申告）書 返還に係る製造たばこの明細書 市たばこ税還付請求申告書	

電子申請共通様式手続き

税 目	電 子 申 請
個人市民税・入湯税・市たばこ税・鉱産税	更正請求書
法人市民税・個人市民税・固定資産税・都市計画税・入湯税・市たばこ税・国民健康保険税・軽自動車税・鉱産税	申告書の提出期限の延長の承認申請書
法人市民税・個人市民税・固定資産税・都市計画税・国民健康保険税・鉱産税	納税管理人申告書

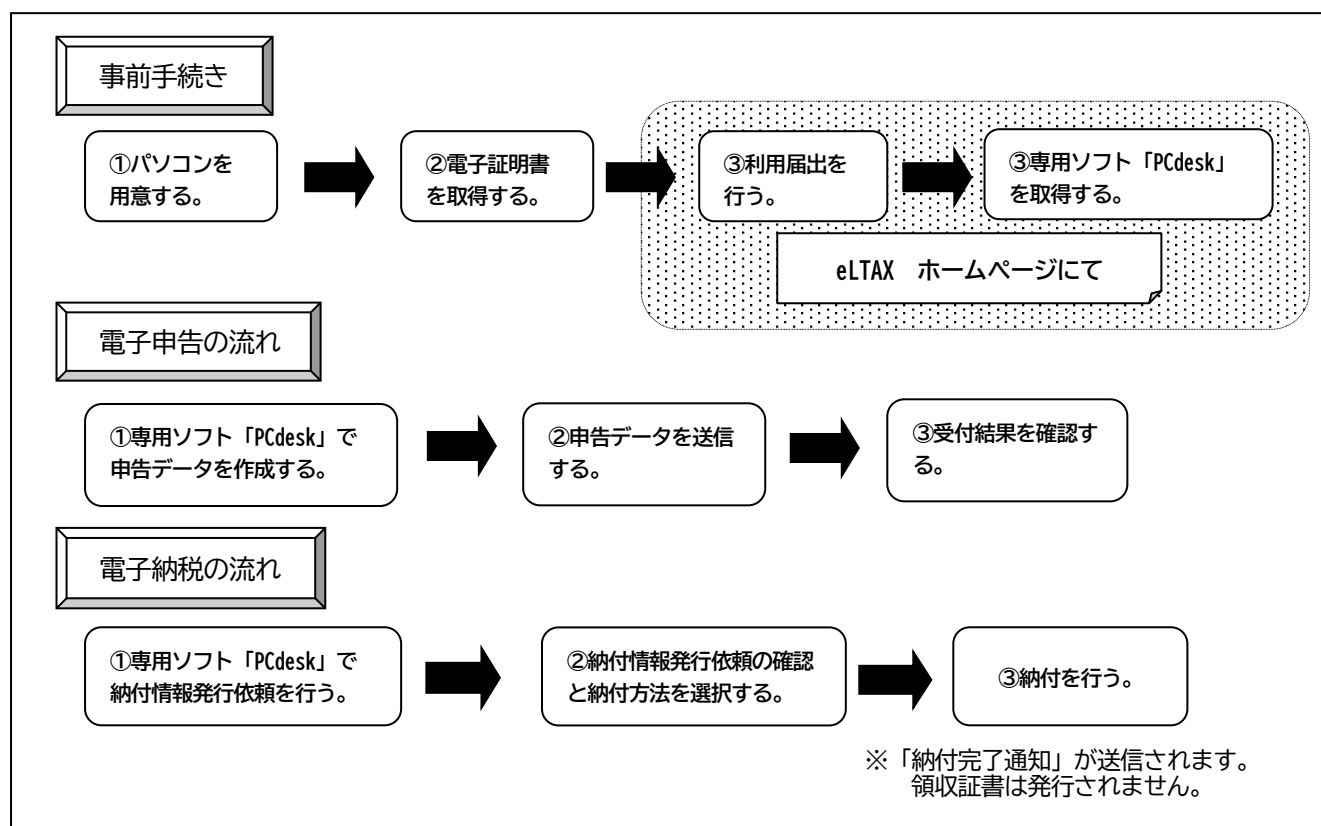
eLTAXの利用手順

- ・初めてエルタックスをご利用いただくには地方税共同機構への利用届出(新規)が必要です。
- ・利用届出は、エルタックスホームページへアクセスして行ってください。
- ・事前に、電子証明書の取得、ICカードリーダライタなどの準備が必要です。
- ・既にエルタックスを利用されている場合は、利用届出(変更)により利用先へ福島市を追加していただくと、利用可能になります。

※ 申告データの送信には電子証明書の添付が必要です。

※ 税理士等が依頼を受け代理で送信する場合は、納税者の電子署名及び電子証明書の添付は不要です。

※ 電子証明書は、特定の発行機関や認証局が発行する電子的な身分証明書です。エルタックスで利用できる電子証明書については、エルタックスのホームページでご確認ください。



お問い合わせ先

eLTAXに関すること

地方税共同機構ヘルプデスク

ナビダイヤル 0570-081459

受付日 月～金(土日祝日、年末年始 12/29～1/3 は除く)

受付時間 9:00～17:00

申告内容に関すること

福島市役所 電話 024-535-1111 (代)

- ・ 市民税(特別徴収)関係 内線 2426・2427・2428 (市民税課)
- ・ 市民税(法人市民税)関係 内線 2428・2429 (市民税課)
- ・ 軽自動車税関係 内線 2425 (市民税課)
- ・ 入湯税・市たばこ税関係 内線 2423 (市民税課)
- ・ 固定資産税(償却資産)関係 内線 2452・2453 (資産税課)

利用手続き・電子納税等の詳細につきましては、下記ホームページをご覧ください。

eLTAX ホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp/> (令和8年9月23日まで)

<https://www.lta.go.jp/> (令和8年9月24日以降)